

酪農・豆知識 第 67 号

飼料の暫定許容値設定に関する Q&A(抜粋)

厚生労働省が、今年 4 月を目途に食品中の放射性セシウムの暫定規制値を見直すこととして、新しい基準値案を示しました。このため、農林水産省は、これまで収集・蓄積したデータを活用して生産される牛乳や牛肉が食品の新基準値案を超えないようにするため、牛用飼料の暫定許容値を見直しました。以下、特に乳牛に関する部分を抜粋し、要約して示しました。詳細は農林水産省のホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/siryou_faq.html

をご覧ください。なお、下記の質問・解答番号(Q1、Q2...やA1、A2...は、農林水産省のQ&Aの番号とは一致していません。この文書の中での番号です。ご注意ください。

1. 今回の見直し関係

Q1. どうして牛用資料について暫定許容値を見直したのですか。

A1. 主たる飼料である粗飼料(牧草)の生産地域中に放射性セシウム濃度が高い地域があります。さらにごく一部ですが、放射性セシウム濃度が食品の新基準値案(100Bq/kg)を上回る牛肉が見つかっており、できるだけ早くから放射性セシウム濃度の低い粗飼料を与えることが望ましいことから、輸入牧草などこれまでより低い放射性セシウム濃度の粗飼料に早めに切り替え、牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げる必要があります。

このため、食品の新たな基準値が施行される前に、牛用飼料について新たな暫定許容値を設定することとしました。

Q2. 牛用飼料の暫定許容値について今後も見直す予定はありますか。

A2. 今般 4 月から施行される食品の新たな基準値に対応するため、牛用飼料の新たな暫定許容値について設定しました。今後も引き続きデータを収集し、必要があれば見直しを検討します。

2. 総括編

Q3. 飼料の放射性セシウムの暫定許容値とは何ですか飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品衛生法に基づく暫定規制値(牛用飼料については食品の新基準値案)を超えない乳・肉・卵・水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。この目安は、食品の暫定規制値、飼料の給与量及び移行係数を活用して算出してあります。

このため、仮に飼料が暫定許容値を下回っていたとしても、水、土壌、大気、野草等様々なものから家畜が放射性セシウムを摂取すると、生産される畜産物が食品の基準値を超える可能性がありますので、注意が必要です。このような状況から、飼料の許容値は暫定的な目安とし、法に基づく基準・規格とはしていません。

Q4. 暫定許容値が適用されるのはどのような飼料ですか。

A4. 暫定許容値は、牛、馬、豚(いのしし、いのぶたを含む)、家きん(にわとり、うずら)及び養殖魚用の飼料に適用されます。

Q5. 具体的な暫定許容値を教えてください。

A5. 牛用の飼料は100Bq/kg、豚用の飼料は80Bq/kg、家きん等用の飼料は160Bq/kg、養殖魚用の飼料は40Bq/kgです(粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は給与される製品段階の重量)。

3. 乳牛・肥育牛関係

Q6. 肥育の途中でと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば牛肉の新基準値案を守れますか。

A6. これまでも新たな暫定許容値 100Bq/kg を下回る粗飼料を給与していたのであれば、肥育の途中でと畜出荷しても、牛肉の新基準値案を守れます。ただし、これまで 100Bq/kg を上回る粗飼料を給与していた牛では、牛肉中に食品の新基準値案 100Bq/kg を超える放射性セシウムが残留している可能性があり、今から直ぐに 100Bq/kg を下回る粗飼料に切り替えたとしても、4 月 1 日以降暫くの間は食品の新基準値を超える可能性があります。

牛肉の新基準値案については、厚生労働省が 10 月 1 日から適用するとしておりますが、できる限り

早く牛肉中の放射性セシウム濃度を下げることが望ましいので、このような牛については、できる限り放射性セシウム濃度の低い粗飼料を与えるよう努めることが大事です。

Q7. 乳用廃用牛をと畜出荷する場合、暫定許容値を守れば、牛肉の新基準値案を守れますか。

A7. 搾乳牛は肉用出荷を目的として飼養しておりませんので、これらの牛をその役割を終えた後にそのまま肉用として出荷すると、食品の新基準値案を超える可能性があります。

このため、肉用に出荷を予定している場合には、食品の新基準値案を超えない牛肉を生産できるよう、搾乳牛の最終分娩後に放射性セシウム濃度が可能な限り低い粗飼料を給与するなど計画的な飼養管理を行ってください。また、このような牛を出荷する場合には、県と十分相談してください。

Q8. 飼料の暫定許容値を守れば、乳・肉・卵の暫定規制値を守れますか。

A8. 家畜は飼料のほかに水や空気、土壌(粗飼料に付着する土を含む)、敷料、野草あるいは屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性があります。

このため、暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水や土等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意してください。

Q9. 飼料が暫定許容値を下回っていることは、どのようにしたら分かりますか。

A9. 粗飼料については、どの時期に、どの地域で、どのように生産されたものか確認し、放射性セシウムの状況については県にお問い合わせください。配合飼料については、適切に製造管理された飼料であることを飼料販売業者に確認することで把握できます。

詳しくは、各事業者ごとにまとめたリーフレットをご覧ください。上記の確認ができれば、必ずしも飼料を分析する必要はありませんが、分析機関をお探しの方は、農林水産省のホームページ「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」(<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>)の国内検査機関一覧をご参照下さい。

Q10. TMR センター等が、飼料を配合する場合の飼料原料(飼料用米を含む)には、暫定許容値が適用されますか。

A10. 暫定許容値は、家畜が摂取する飼料そのものに適用されます。TMR センター等が飼料を配合する場合、家畜が摂取する段階の飼料中の放射性セシウム濃度が暫定許容値を下回るような、正確な配合割合の設定や適切な工程管理をすることが難しい場合がありますが、放射性セシウム濃度が暫定許容値を下回る飼料原料を利用すれば、家畜が摂取する段階の飼料中の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えることはありません。

なお、畜産農家が自家配合する場合には、配合された飼料が暫定許容値を超えないように、使用する国産単味飼料等の放射性セシウムの状況を確認してください。

4. 配合飼料関係

Q11. 配合飼料は、原子力発電所事故の影響のない輸入原料が主体ですが、暫定許容値を設定したのはなぜですか。

A11. 国内で流通している配合飼料は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体として製造されていることから、適切に管理されている限り、放射性物質に曝される可能性はほとんどありません。

平成 23 年以降国内で生産される米ぬかやふすま等の飼料原料が、配合飼料の原料として利用されることから、これらの原料を使用する場合の品質管理の指標として飼料の放射性セシウムの暫定許容値を設定しています。

Q12. 飼料製造業者は、製造した配合飼料が暫定許容値を超えていないことを、どのように確認したら良いのですか。

A12. 配合飼料の製造・販売業者の方々は、工程管理上の確認を行っていれば、必ずしも分析を行う必要はありません。放射性セシウムの含有状況については、次のように確認してください。

国産飼料原料(平成 23 年以降産)を使用する配合飼料等については、国、県等が行う国産飼料原料のモニタリングデータ等も活用し、当該国産飼料原料の放射性セシウムの含有状況を確認し、放射性セシウムの暫定許容値を下回るように適切に管理してください。

輸入された原料やこれらの原料を加工したのから製造された配合飼料は、当該原料等が放射性物質に汚染されないように、引き続き適切に保管・管理を実施してください。